

令和6年度習志野市公営企業運営協議会第3回会議 会議録

- 1 開催日時 令和7年1月29日（水曜日）午後3時00分～午後4時10分
- 2 開催場所 習志野市企業局 本館3階AB会議室
- 3 出席者
 - 【議長】 右島 信幸
 - 【委員】 及川 記美代、久保木 たかね、鈴木 とし江、森 英樹、山谷 敏信
 - 【職員】 企業管理者 市川 隆幸、業務部長 渡辺 裕之、工務部長 御山 俊行、工務部次長 盛 康二、工務部副技監 山崎 昇、企業総務課長 柴野 文明、公営企画課長 米山 悟史、経理課長 藤倉 雅樹、営業料金課長 吉川 充定、工務管理課長 安孫子 司、ガス水道建設課長 安井 直人、ガス水道供給課長 矢島 淳一、ガス水道保安課長 松丸 守、下水道課長 古市 久、津田沼浄化センター所長 山口 直久、業務部主幹 望月 伸高、工務部主幹 小嶋 玄器
- 4 議題
 - （1）令和7年度各事業会計予算案の概要について
 - （2）令和6年度下水道事業会計補正予算案の概要について
 - （3）水道料金改定について
 - （4）第3給水場の廃止について
- 5 会議資料
 - ・ 会議次第
 - ・ 令和7年度習志野市ガス事業会計予算案の概要
 - ・ 令和7年度習志野市水道事業会計予算案の概要
 - ・ 令和7年度習志野市下水道事業会計予算案の概要
 - ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いた下水道使用料（基本料金）減免の概要
 - ・ 令和7年度ガス事業会計予算平均原料価格と標準家庭料金の推移
 - ・ 令和6年度習志野市下水道事業会計補正予算（第1号）の概要
 - ・ 令和7年4月から水道料金を改定します
 - ・ 第3給水場の廃止について

6 議事内容

【右島議長】これより「令和6年度習志野市公営企業運営協議会第3回会議」を開会いたします。本日の会議は「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により原則公開となっております。しかしながら、本日の議題において、議題1「令和7年度各事業会計予算案の概要について」議題2「令和6年度下水道事業会計補正予算案の概要について」につきましては、令和7年習志野市議会第1回定例会に対し議案として提出するものであり、議案の提出前に公開で審議することは適当でないため、非公開とすべき事項と思われますので、ただいまから協議いたします。お諮りいたします。議題1「令和7年度各事業会計予算案の概要について」非公開とすることにご異議ありませんか。

異議なし

【右島議長】異議なしと認めます。議題1「令和7年度各事業会計予算案の概要について」非公開とすることに決定しました。

次に、議題2「令和6年度下水道事業会計補正予算案の概要について」非公開とすることにご異議ありませんか。

異議なし

【右島議長】異議なしと認めます。議題2「令和6年度下水道事業会計補正予算案の概要について」非公開とすることに決定しました。

【右島議長】日程第1、会議録の作成等についてお諮りします。会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び、市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えますが、これにご異議ありませんか。

異議なし

【右島議長】異議がないようですので、そのように取り扱うことに決定します。次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてお諮りします。会議録の作成に当たりまして、正確性、公正を期すため、名簿順で鈴木とし江委員を指名させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

【右島議長】異議なしということで、鈴木とし江委員を指名させていただきます。
それでは、日程第3、議題に移らせていただきます。議題1「令和7年度各事業会計予算案の概要について」議題2「令和6年度下水道事業会計補正予算案の概要について」これはどちらも予算に関する議題ですので、一括議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【経理課長 藤倉】＜「令和7年度各事業会計予算案の概要について」及び「令和6年度下水道事業会計補正予算案の概要について」説明＞

それでは、令和7年度各事業会計の予算案の概要及び令和6年度下水道事業会計補正予算案の概要について、ガス事業会計から順にご説明いたします。「公営企業運営協議会第3回会議、議題（1）資料」「令和7年度習志野市ガス事業会計予算案の概要」をご覧ください。

左側、上段の事業の概要ですが、1のメーター取付増加件数は、819件の増といたしました。これにより、年度末メーター取付件数は、対前年度比1.0%増の8万3千399件を見込みました。2のガス購入量は、メーター取付件数の増加を見込んだものの、家庭用1件当たりの使用量及び大口需要家の減少を見込んだことから、対前年度比5.0%減の5千671万4千立方メートルを見込みました。3のガス販売量は、ガス購入量と同様に対前年度比4.4%減の5千695万2千立方メートルといたしました。4の主要な建設改良事業は（1）のガス本支管工事を布設延長数7千200メートル、工事費は、11億6千640万円を計上いたしました。この工事を実施することにより、令和7年度末におけるガス導管耐震化率は、94.8%になります。また、事業の概要には、記載しておりませんが、3会計共通の単年度事業として「企業局舎更新基本設計業務委託」を3会計合わせて4千400万円、令和7年度予算として計上しております。次に中段の収支状況の概略を説明いたします。金額につきましては、消費税等を含んだ金額となっております。数値につきましては、下段の表に記載しております、黄色い部分となりますのでご参照ください。

ガス事業会計の令和7年度予算は、ガス販売量及びガス購入量の減少を見込んだものの、購入ガスの購入先の内訳を調整したことによる購入ガス費の減少などにより、損益は純利益となる予算編成としました。

それでは、事業収益よりご説明いたします。事業収益は、対前年度比4.1%減の86億7千260万円です。主な内容として、営業収益は、ガス販売量の減少を見込んだことによるガス売上の減などにより、対前年度比4.2%減の75億6千30万円を計上しました。営業雑収益は、受注工事収益などの減少により、対前年度比5.2%減の8億5千590万円、営業外収益は、受取利息などの増加により、対前年度比1.1%増の2億4千540万円を計上しました。

対します、事業費用は、対前年度比5.1%減の84億7千410万円です。主な内容

といたしまして、営業費用は、ガス購入量の減少及び購入先の内訳を調整したことによる購入ガス費などの減少により、対前年度比5.5%減の74億3千790万円を計上しました。営業雑費用は、受注工事原価などの減少により、対前年度比3.7%減の8億650万円、営業外費用は、消費税等納税額などの減少により、対前年度比4.6%減の1億7千470万円を計上しました。これにより、消費税等控除後の損益は、4千270万円の純利益を見込んでおります。

次に資本的収支であります。資本的収入は、長期貸付金の回収予定額に基づく償還金の減少により対前年度比69.0%減の2億1千150万円を計上しました。

対します、資本的支出は、ガス本支管の整備による建設改良費などの増加により、対前年度比23.6%増の30億2千760万円を計上しました。

なお、資本的収入から資本的支出を差し引いた、差し引き不足額28億1千610万円につきましては、自己財源などで補てんします。

右側には、ガス販売量及びガス売上の推移、などのグラフを記載しておりますので、後ほどご参照ください。また、別紙に参考といたしまして、「令和7年度ガス事業会計予算、平均原料価格と標準家庭料金の推移」のグラフもありますので、併せてご参照ください。

以上がガス事業会計の概要であります。

次に水道事業会計についてです。「令和7年度習志野市水道事業会計予算案の概要」をご覧ください。左側、上段の事業の概要ですが、1のメーター取付増加件数は、680件の増といたしました。これにより、年度末メーター取付件数は、対前年度比1.1%増の6万875件を見込みました。2の水源は、メーター取付件数の増加を見込んだものの、一般家庭における1件当たりの使用量の減少を見込んだことなどから、対前年度比0.9%減の1千122万7千立方メートルを見込みました。3の有収水量は、水源と同様に対前年度比0.6%減の1千99万4千立方メートルといたしました。4の主要な建設改良事業は(1)の水道本支管工事布設延長数2千700メートル、工事費は、11億1千675万円を計上いたしました。この工事を実施することにより、令和7年度末における耐震適合率は、47.7%になります。(2)配水本管更新事業3工区は、新規の継続費設定であります。事業期間は、令和7年度から3年間、継続費総額は、8億4千700万円、令和7年度は、年割額2億8千600万円であります。(3)の第2給水場南側無停電電源装置更新工事は、令和6年度からの継続事業で、令和7年度は、年割額1億197万円であります。(4)の重要給水施設管路耐震化事業は、単年度の工事であり、大久保歩道橋から第二中学校までの配水管の耐震化を行います。工事費につきましては、9千130万円であります。

次に中段の収支状況の収益的収支の概略を説明いたします。水道事業会計の令和7年度予算は、水道水の安定供給を継続するため、必要な財源確保を目的に水道料金の改定案

を習志野市議会、第4回定例会に提案、ご承認をいただき、令和7年4月1日からの実施を見込んだことから、損益は純利益となる予算編成としました。

それでは、事業収益よりご説明いたします。事業収益は、対前年度比17.7%増の26億7千340万円です。主な内容といたしまして、営業収益は、料金改定による給水収益の増を見込んだことにより、対前年度比22.0%増の21億9千730万円を計上しました。営業外収益は、長期前受金戻入の増加により、対前年度比1.4%増の4億7千60万円を計上しました。

対します、事業費用は、対前年度比5.5%増の24億1千420万円です。主な内容といたしまして、営業費用は、委託料や修繕費などの増加により、対前年度比3.4%増の23億3千50万円を計上しました。営業外費用は、消費税等納税額などの増加により、対前年度比316.7%増の6千500万円を計上しました。これにより、消費税等控除後の損益は、2億560万円の純利益を見込んでおります。

次に資本的収支であります。資本的収入は、工事負担金などの増加により、対前年度比81.6%増の13億4千940万円を計上しました。

対します、資本的支出は、配水本管更新事業などによる建設改良費の増加により、対前年度比11.0%増の15億4千60万円を計上しました。

なお、資本的収入から資本的支出を差し引いた差し引き不足額1億9千120万円につきましては、自己財源などで補てんします。右側には、有収水量及び給水収益の推移などのグラフを記載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上が水道事業会計の概要であります。

次に下水道事業会計についてです。「令和7年度習志野市下水道事業会計予算案の概要」をご覧ください。左側上段の事業の概要ですが、1の総処理水量は、対前年度比7.3%減の2千462万8千立方メートルを見込みました。2の有収水量は、対前年度比0.1%減の1千752万3千立方メートルを見込みました。3の年度末処理区域内人口は、対前年度比0.1%増の16万7千187人を見込みました。4の主要な建設改良事業は（1）の津田沼浄化センター改築工事委託、Iの1系水処理設備等は、令和5年度からの継続事業で、令和7年度は、年割額7億4千800万円であります。次に、令和7年度の管渠整備ですが、整備延長1千113メートル、令和7年度末下水道普及率は、95.8%になります。

次に中段の収支状況の収益的収支の概略を説明いたします。下水道事業会計の令和7年度予算は、有収水量の減に伴い、下水道使用料が減少したものの、損益は、純利益となる予算編成としました。それでは、事業収益よりご説明いたします。事業収益は、対前年度比0.4%増の67億5千710万円です。主な内容といたしまして、営業収益は、有収水量の減少及び物価高騰対応臨時交付金を活用し、下水道使用者の基本料金の2か月分の減免を見込んだことによる、下水道使用料の減により、対前年度比3.8%減の

45億4千60万6千円を計上しました。なお、雨水処理負担金は、雨水に係る維持管理費などの増加により、増となっています。営業外収益は、国の臨時交付金の活用に伴う他会計負担金などの増加により、対前年度比10.3%増の22億549万4千円を計上しました。

対します、事業費用は、対前年度比2.4%増の65億5千500万円です。主な内容としたしまして、営業費用は、修繕費や流域下水道維持管理負担金などの増加により、対前年度比2.8%増の61億6千375万8千円を計上しました。営業外費用は、支払利息の減少により、対前年度比4.8%減の3億3千24万2千円を計上しました。これにより、消費税等控除後の損益は、1億856万8千円の純利益を見込んでおります。なお、一般会計繰入金は、雨水に係る維持管理費及び国の臨時交付金の活用に伴う、他会計負担金などの増加により、対前年度比19.4%増の、15億3千526万4千円となっております。

次に資本的収支であります。資本的収入は、企業債の借入れなどの増加により、対前年度比12.9%増の25億3千900万円を計上しました。

対します、資本的支出は、津田沼浄化センター改築工事委託の継続費年割額などの増加により、対前年度比1.3%増の44億4千万円を計上しました。

なお、資本的収入から資本的支出を差し引いた、差し引き不足額19億100万円につきましては、自己財源などで補てんします。右側には、有収水量及び下水道使用料の推移などのグラフを記載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上が下水道事業会計の概要であります。なお、下水道使用料減免の概要につきましては、公営企画課長より、補足の説明をさせていただきます。

【公営企画課長 米山】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いた下水道使用料減免の概要について、改めてご説明させていただきます。

こちらは、国の臨時交付金を活用いたしまして、下水道使用料のうち基本料金2か月分を減免するものでございます。対象者は習志野市公共下水道使用者で約8万2千件となります。下水道使用料は、基本料金と超過料金という基本料金に含まれている10m³水量を超えた場合の使用料を合算したものになります。今回、この1,032円が減免となります。実施予定時期につきましては、準備が整う令和7年の夏以降に実施を予定しております。減免額は1件あたり2か月分合計で2,064円となり、総額約1億7千万円を国の臨時交付金を活用して減免するものであります。

以上が下水道使用料減免の概要となります。

【経理課長 藤倉】引き続き、令和6年度下水道事業会計補正予算案の概要について説明させていただきます。令和6年度習志野市下水道事業会計補正予算、第1号の概要をご覧ください。1の事業名は、津田沼浄化センター改築工事委託（I－1系水処理設備

等)についてです。2の補正の事由といたしましては、国の補正予算を活用することに伴い、継続費で設定した津田沼浄化センター改築工事委託の年割額を変更するものがあります。また、年割額の変更に伴い、令和6年度習志野市下水道事業会計予算、第4条で定めた資本的収入及び支出をそれぞれ増額し、また、企業債の限度額を併せて増額するものであります。3の資本的収入及び支出であります。収入、支出、それぞれ2億3千万円増額するもので、資本的収入は22億4千910万円を24億7千910万円に、資本的支出は43億8千300万円を46億1千300万円に補正するものであります。それぞれの内訳につきましては、記載のとおりであります。4の補正額は、資本的収入及び支出を2億3千万円増額するものであります。5の継続費であります。補正前と補正後の総額に変更はありません。年割額の変更となりまして、令和6年度補正前年割額2億4千900万円を2億3千万円増額し、4億7千900万円に令和7年度補正前年割額9億7千800万円を2億3千万円減額し、7億4千800万円にするものであります。6の企業債であります。資本的支出の増額に伴い、その財源の一部である公共下水道事業債の限度額を7千490万円増額し、補正前の11億4千260万円を12億1千750万円にするものであります。これにより、令和6年度予算で設定した、企業債の限度額を12億8千320万円に補正するものであります。

以上が、下水道事業会計補正予算の概要であります。よろしくお願いいたします。

【右島議長】これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をもってお願いします。

【森委員】ガス事業と水道事業で、メーターの取り付け件数は1%増加しているんですけども、節水・節ガス等で販売量が減るところについてです。昨年の予算と比べると、ガスは収益も支出も減っていますが、水道に関しては収益と費用が増えています。水道料金改定の説明がありましたが、それだけでこういう状況になるものなのでしょうか。あと、水道事業会計の、長期前受金戻入の増加とはどういうものか説明いただければと思います。

【経理課長 藤倉】ガス事業収益の減につきましては、ガス売り上げの減少によるものが主な要因です。メーター取り付け件数は増えているものの、家庭用1件当たりの使用量が減ってきておりますので、それを見込んで販売量が減少というところと、あとは大口需要家の工業用が減っているの、ガス事業について収益は減っております。水道事業については、販売量は減少の見込みとしておりますが、料金改定により単価が上っているため、相対的に収益は上がっているというものでございます。

また、ガス事業の費用につきましては、ガス販売量の減少を見込んだのと、ガスの購入先の内訳を調整しました。今まで県内産の購入ガス量が3割程度、外国産の購入ガス量

が7割程度だったものが、来年度予算では、県内産の購入ガス量が4割ぐらい、外国産の購入ガス量が6割ぐらいという形です。現時点で、県内産の天然ガスの単価の方が安い状況なので、その影響で費用が下がっている状況です。

水道事業につきましては、費用も増えています。この主な要因といたしましては、修繕費、委託料などが増加をしている状況です。内容といたしましては、隔年の定期点検で発生する修繕費、あとは新規で委託料も発生しているので、事業費用が増加しております。

長期前受金戻入についてご説明いたします。例えば設備などの資産を取得した際に財源として、料金収入ではなく、補助金や、お客様からいただく工事負担金とする場合があります。その資産に減価償却費をかけるときに、減価償却費を発生させると同様に、補助金などを充てている部分には、償却期間に対応した長期前受金を収益化する必要がある、会計上、計上することとなっております。その部分が長期前受金戻入というかたちで発生するものでございます。今回戻入が増えているのは、施設の更新などで減価償却費が増加していますので、その部分で長期前受金戻入が増えているということです。

【森委員】ありがとうございます。長期前受金戻入は減価償却の割合によってということですね。最初の質問に関しては、メーターは増えているけれどそれ以上にガスは販売量が減っていて、水道においても有収水量が減っているものの、価格の変更が影響してこのようなかたちになっているということでしょうか。

【業務部主幹 望月】水道につきましては、水道料金改定によって給水収益が増え、有収水量は減少しているんですけども、3億5千万円程度の増加という結果となっています。

【公営企画課長 米山】先ほどの下水道使用料の減免について補足説明をさせていただきます。企業局といたしましては、利用者の負担をなるべく軽減できるよう、ガス料金、水道料金と下水道使用料について、市長部局へ公金を活用できないかという提案をした結果、習志野市の予算枠、それから最も効果的な政策という中で、下水道使用料の減免というものが採用されました。

【右島議長】続きまして、議題3「水道料金改定について」について事務局より説明をお願いします。

【公営企画課長 米山】＜「水道料金改定について」説明＞

それでは、水道料金改定についてご報告いたします。昨年8月の令和6年度第2回習志野市公営企業運営協議会において、ご説明させていただいた新しい水道料金案が習志野

市議会令和6年第4回定例会において可決されたことに伴い、令和7年4月1日より新しい水道料金が適用されます。お客さまへの周知といたしまして、既に企業局ホームページや広報習志野令和7年1月15日号において、周知を行っておりますが、その他の周知といたしまして、本日の第3回会議 議題(3)資料を市営水道の給水区域の全戸を対象に配布いたします。配布期間は2月末頃を目途に完了を見込んでおります。

それでは、資料をご覧ください。こちらA4の資料を全戸に配布いたします。周知のポイントといたしまして、激変緩和の観点から改定は2回に分けて改定することとし、令和7年4月に1回目の改定を実施し、2回目は4年後の令和11年4月を予定しております。なお、改定率については、改めて算出させていただきます。改定内容は、標準的な家庭における水道料金がどの程度の料金になるのか記載しております。20mmメーターを設置、19立法メートル使用した場合、現行料金ですと2,521円が改定後の料金ですと3,083円、1か月あたり562円の増となります。なぜ改定が必要かということでも、水道料金の収入が減少していること、一方で水道施設の老朽化・地震対策に多額の費用が必要であることなどを記載しております。料金改定の対象となるお客様は資料右下の図のとおりとなります。新料金適用のタイミングは令和7年4月1日となります。

裏面をご覧ください。水道料金は、基本料金と水道の使用量に応じた従量料金で構成されています。基本料金、従量料金の現行、改定後の料金を記載しており、こちらのチラシを配布するほか、広報あじさい令和7年3月15日号においても、周知する方向で現在準備を進めているところでございます。水道料金改定については以上となります。

【右島議長】これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をもってお願いします。

質疑なし

【右島議長】続きまして、議題4「第3給水場の廃止について」について事務局より説明をお願いします。

【工務部主幹 小嶋】<「第3給水場の廃止について」説明>

本市の水道事業におきましては、第1、第2、第3、第4の4つの給水場があります。表紙は第3給水場の写真でして、左側が水をためておく配水池、右側が水を送り出す配水ポンプの写真であります。どちらも昭和52年に竣工して、47年以上経っている施設となっております。

スライド1をご覧ください。1日最大配水量の変化ということで、習志野市の水道事業における給水場をすべて合わせて、市内に送り出している水を1年間で一番多く送り出

した日の量をグラフにまとめたものでございます。平成4年度、46,190立方メートルという量をピークに、近年は34,860立方メートルと、1日最大配水量は徐々に減っており、今後も人口の減少とともに、この減少傾向が続くのではないかと予想されております。これによりまして、習志野市の水道事業の施設においては、縮小を検討できる時期にきているということになり、今回、第3給水場を縮小できるような内容を考えさせていただきました。

次のスライドをご覧ください。給水場の主な場所と機能になります。第1給水場では、北千葉広域水道事業団から水を購入し受け入れ、また地下水を井戸からくみ上げて水源としております。その後、第1給水場から各給水場へ送水しております。その送水された水を、各給水場でそれぞれ配水しています。割合につきましては、第2給水場から約45%、第4給水場から約50%、第3給水場から約5%というように配水しております。資料右下の各施設の更新状況をご覧ください。第1給水場につきましては、令和元年度に更新を終わっております。第2給水場につきましても、平成15年度に更新を行い、浄水施設は除くのですけれども、比較的新しい施設となっております。第3給水場については、昭和52年度に竣工して以来、未更新の施設となっております。第4給水場は、令和元年度に竣工したばかりです。今回この第3給水場について、今後の取り扱いを検討いたしました。

次のスライドをご覧ください。各給水場からの配水状況になります。配水しておりますのは、第2、第3、第4給水場ですけれども、第3給水場につきましては、午前中の8時、9時、10時あたりで、数字としては70トン、90トン、20トンと、他の給水場に比べて非常に少ない量を配水しております。午後は、18時から23時ぐらいまで記載の水量を配水しておりますが、第2、第4給水場と比べると、補助的な役割を果たしているのみというような状況になっております。

次のスライドをご覧ください。本市の水道事業は、1日最大配水量の減少に伴い、施設能力の縮小が可能な状況です。第3給水場につきましては、老朽化し更新時期を迎えておりますが、稼働時間が少なく、今後も稼働時間は減少する見通しです。このような状況から、第1給水場の送水機能を転用し、第3給水場の配水機能の代替えとして、第3給水場を廃止するということを決めさせていただきました。

次のスライドをご覧ください。青いラインが従来の水の流れですが、左下の第1給水場より送水され、右側の配水池という一時的に水を溜めておく施設に水が流れます。そのあと、朝夕のピーク時間帯になりましたら、配水池から配水ポンプへ流れ、機械で圧力を加えて出口配水管に水を送り出しています。これが今後は赤いラインのように、第1給水場から送られてきた水が場内に入るのですが、配水池には入らず、第1給水場から送られてきた水の圧力でもって、出口配水管に水を出すというようになります。これにより、配水池及び配水ポンプ、配水ポンプを機能させるための電気設備、計装設備などが不要となり、第3給水場を廃止することができるようになるという内容となっております。

ます。

次のスライドをご覧ください。第3給水場の廃止スケジュールでございます。令和6年度に第1給水場の送配水ポンプを改造し、今年度末に第3給水場から配水していたものを、第1給水場に切り替えます。そして今度の3月31日をもって、第3給水場は機能停止します。今現在、その切り換えの調整作業を行っているところでございます。このあと、令和7年度、8年度の2年間で、配水池・ポンプ等の撤去工事の設計を行います。その後、令和9年度から令和11年度までの3年間で、配水池・配水ポンプ等の撤去工事を行い、第3給水場が廃止完了する予定となっております。

以上が、第3給水場の廃止についての説明でございます。

【右島議長】これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をもってお願いします。よろしいでしょうか。

質疑なし

【右島議長】それでは、以上で議題は終了となりますが、その他といたしまして、委員の皆さまからご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

【鈴木委員】津田沼浄化センターも相当老朽化をしていると思いますが、施設の今後をどのように考えているのかお話しいただければと思います。

【下水道課長 古市】津田沼浄化センターも築40年たった施設が多く、現在改築工事を進めているところです。習志野市の下水道は、西側から高瀬処理区、真ん中を津田沼処理区、東側を印旛処理区として、3つの処理区を所持しております。そのうち津田沼処理区の汚水を、千葉県が管理している印旛沼流域下水道の花見川第二終末処理場へ今後入れていただくというようなかたちで現在協議を進めております。スケジュールについては、まだお示しできる状況にはございませんが、今後それが明確になりましたら、公営企業運営協議会で説明させていただき、施設規模を縮小していく等の検討をしていく予定でございます。

【鈴木委員】もう1点よろしいですか。資本的収支に関して、毎回補てんがございましたよね。今回も全部合わせると約50億近くの金額になるので、毎回このぐらゐの金額が出ていくということについて、ご説明いただけるとありがたいです。

【経理課長 藤倉】公営企業の会計上の仕組みといたしまして、1年間の経営成績というかたちの中で、最終的に損益が出るという状態になっています。1年間の事業運営を

する中で、利益を出して、その利益を設備投資にかかる費用として、資本的収支の不足額に充てるとしています。また、1年間の事業収益・事業費用の中に、減価償却費というものがございます。それは実際には支出はしませんが、費用化しています。例えば100万円のものを作り、10年間で償却する場合、その次の年に10万円減価償却して、経費として費用を発生させます。ほかに、1年間の経営成績の中で収益となった部分を、資本的収支不足額というところに充てています。企業会計上の仕組みとしましては、資本的収支というのは、基本的に不足をするというような形態になっておりまして、プラスになるということはあまりない状況です。その不足分を、利益や減価償却費など、かかる費用をその年数に応じて貯めていたものを充てるかたちで循環させているような状況となります。

【右島議長】他にありますか。事務局からは何かございますか。

【下水道課長 古市】下水道課からご連絡をさせていただきます。企業局では、習志野市制施行70周年記念事業といたしまして、習志野市立習志野高等学校の美術部の方々にデザインしていただきました、記念デザインマンホールを作成いたしました。さらに、下水道への関心を高めるとともに、本市の魅力を発信・PRするため、記念デザインマンホールがデザインされたマンホールカードを作成し、関係機関の協力をいただきまして、昨年の12月20日より、習志野市谷津干潟自然観察センターで配布しております。マンホールは、市役所南側の菊田遊歩道入口に設置しております。

マンホールカードは、12月20日から1月20日の1ヶ月間で、約3,000枚配布いたしました。カードは1人1枚ですので、谷津干潟自然観察センターへ3,000人の方が来場されたというかたちになります。来場者の内訳といたしましては、市内が2割、県内が3割、県外が5割というような状況で、北海道や福岡県などの遠方から来ていただいた方もいらっしゃいます。現在ホームページでも紹介しておりますが、3月15日発行の広報あじさいにおいても広報・PRして、より多くの方に興味を持ってもらえるよう、これからも頑張っていきたいと考えております。

【右島議長】本日の日程は以上となります。これをもちまして、令和6年度習志野市公営企業運営協議会第3回会議を閉会します。